

近世中期名古屋東照宮祭礼の装束

—「御祭礼行列」にみる「練物従者」装束の特色と役割—

沖本清美*

はじめに

「御祭礼行列」一冊は、名古屋東照宮祭礼の祭礼行列を記した史料で、名古屋市蓬左文庫に所蔵されている。これは、執筆者、年代が不明ながら、各町の山車、練物の装束の特色を書き留めた点に特色があり、祭礼装束を検討する上で重要な史料であると考えられる。

名古屋東照宮祭礼^①は、尾張藩（藩主）主導で行われた近世名古屋城下における最大の公式行事である。祭礼行列は政治状況とともに変化したものの、江戸時代を通して中断することなく開催され続けた。久留島浩氏は、城下町祭礼の視点から、名古屋東照宮祭礼を藩主主催で城下町をあげて行う祭礼と、各町からの出し物「警固」という二重構造を有していると特徴づけられた^②。また、中野光浩氏は、諸大名の東照宮祭礼を実態に即して類型化し、名古屋東照宮祭礼を町方練物中心の祭礼行列をもつ類型に分類されている^③。

祭礼行列の変遷については、『名古屋市史風俗編』に「祭車」および「各町の警固」の説明と変遷が述べられており、『新修名古屋市史第三巻』で触れられている^④。また、福原敏男氏は、名古屋東照宮祭礼の編年史料である『御祭禮舊記』を紹介された中で、練物と山車の変遷を整理されている^⑤。また、二〇一三年夏に名古屋市蓬左文庫展示室で尾張の祭に関する企画展が開催され、名古屋東照宮祭礼を理解するために重要な史料の展示に加えて、山車・練物の変遷を一覧にした展示解説がなされた^⑥。

練物は、名古屋東照宮祭礼では「警固」と呼ばれ、町方から出された仮装をともなう行列のことである。練物とは、福原氏によると、「祭礼等の際、町中を練り歩く仮装や囃子、山車等の集団であり、本来、毎年固定されたものではなく、流行性・当座性・一回性を本旨とする祭礼風流である。祭礼行列全体を指す場合もあり、特定の町が出す出し物という場合もある。（後略）」^⑦という。

従来、練物について論じられる際は管見の限りでは、練物の構成紹介や主題の解釈、練物を出す主体等に重点が置かれることが多く、練物の構成は、それぞれの役柄が同

等に列記される傾向にあった^⑧。また、久留島氏は、祭礼行列に参加した道具持ち、山車を曳く人が、揃いの装束を着た事例を指摘されているが、都市の民衆の祭りへの関わり方に町の構造の反映をみる観点から検討されているため、付随的な役柄に言及されているものの、祭礼行列自体については一部の山車、練物が例示されるに留まっている。練物についての先行研究では、練物主題を直接表現しない付随的な役柄自体には焦点が当てられていないため、付随的な役柄を総称する名称は用いられていないようであり、主題に付随する役柄が祭礼行列の中で果たした役割についてはほとんど明らかになっていないといえる。なお、練物の主題を示す役柄についてもその総称は使われていないようである。

しかし、練物を装束の視点から見ると、練物の主題に付随的な役柄の装束には、練物の主題を示す役柄の人（本論では「練物主題者」と名付ける）の装束とは異なる特色を読み取ることができる。装束は、着用者と見物人の双方に、練物に参加する人の役割を視覚的に印象づけるものであり、祭礼行列を読み解く上で装束の果たす役割は大きい。そこで、本論では装束を通して、「練物主題者」に付随する役柄に着目し、付随的な役柄で練物に参加する人を「練物従者」と呼ぶ。「練物主題者」の装束ではなく「練物従者」の装束に注目することで、練物主題とは離れたところで「練物従者」装束がどのような意味を持っているのか、という新たな視点を開くことができ、そのことよって、練物主題を表現しない「練物従者」は何を表しているのかを考えたい。「練物従者」は、祭礼の練物行列を構成する要素のひとつであり、具体的には、床几持、羽織着、杖突等と呼ばれた役柄の人である。また、山車の運行に携わる人は、山車という主題に付随する役柄である点で「練物従者」に近似した役柄と見なすことができる。そのため、本論では「練物従者」の装束と山車運行者の装束の両方を扱う。両者を対比させることで、「練物従者」装束の特色の一端を窺い知ることが

〔キーワード〕名古屋東照宮祭礼／祭礼装束／「練物従者」／紋／木綿

*平成十八年度生 国際日本学専攻

できると思われる。

本論では、まず「御祭礼行列」を史料として用いるにあたって、年代の判明している名古屋東照宮祭礼の祭礼記、行列記、絵画資料等に記された各練物の実施状況および先述の先行研究を参照し、当該史料の内容年代の推定を試みる。その上で、祭礼の練物装束の記述全体を通して「練物従者」の装束の特徴を明らかにし、「練物従者」が祭礼行列の中で果たした役割について検討する。

1. 「御祭礼行列」年代推定

1-1-1. 史料について

「御祭礼行列」(名古屋蓬左文庫蔵、請求番号中一二三五)は、旧蓬左文庫蔵書であることから、尾張徳川家に伝来してきた史料であり、その信頼性は高いと考えられる。史料は紙本墨書で、大きさが縦二〇・〇cm、横九・五cmの帳面で、七十一丁よりなる(写真1)。紙面中央部分には、祭礼行列が登場人物、出し物ごとに①②③順に記号を振って記され、その周囲には、旧例やその後の変遷等が註記されている。記述の中に、一度書いたものを墨で塗りつぶした箇所が複数みられるため、提出を目的とした清書ではなく、控えあるいは覚書の類いと思われる。

行列の構成は、武士↓御榊↓獅子頭↓山車↓茶屋家↓惣町代↓練物↓旗指物↓神官・御輿・僧侶↓武士の順で、御榊から旗指物まで(傍線部)が主に町方が担当する部分である。

1-1-2. 内容年代の推定

「御祭礼行列」の内容年代を推定する手がかりは、祭礼行列について記した史料の多くに記載がある山車と練物の部分とした。使用した史料を「表1」に示す。内容年代の推定方法は、「表1」の史料から、まず、特定の年に行われた練物を記した(A)(H)(J)、および特定の期間に行われた練物を記述した(B)を、基準として年表に起こす。次に、練物の変遷を記した史料のうち(C)(F)を主に用いて、また先述の先行研究を適宜参照し、練物の変遷過程を追う。

「表2」は、以上の結果を年表に示したものである。これにより、「御祭礼行列」に記されたほとんどの練物が実施されたことが確認できる期間(表の網掛け部分が一致する期間)は、享保一八(一七三三)年から寛延二(一七四九)年までである。

この期間は、七代藩主徳川宗春(一六九六〜一七六四)によって、祭礼行列が旧例に戻された時期と、元文四(一七三九)年に宗春の蟄居に伴って行列人数が半減された年を含んでいる。そのため、次に「御祭礼行列」に記された練物の人数に注目し、史料の人数表記を練物の実施時期と考え合わせることで、内容年代を絞り込むことができると思われる。

「御祭礼行列」の福井町・富田町の小母衣の記述(二十五丁裏・写真2)では、練物の内容年代の人数と「今」の人数が併記されている。(読点、傍線は筆者による。■は塗りつぶされている文字を表す。以下同じ。)

後 前
 帯之者、具足着ヌ/内七人富田町、拾四人/福井町、今四
 八、七人/床几持各老人、七人は/衣服惣地黒色、富ノ古
 文字/紋、拾四人八、惣地黒、福ノ■/角字、紋同紋、紺
 羽織着一人つゝ添/ (後略)

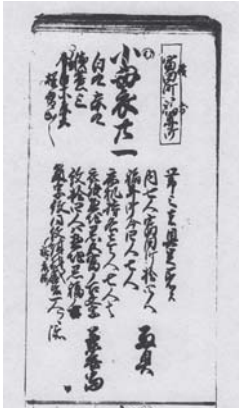
浅黄三/ (後略)

福井町と富田町が合同で出した小母衣二十一人(傍線部)の練物は、「今」は富田町が四人、福井町が七人であると記されており(太線部)、およそ半減していることが窺われる。練物人数の半減は、享保九年から一五年と元文四年以降になされたが、内容年代の上限は、練物の実施状況より享保一八年と推定されるため、「今」の人数は元文四年の半減以降の人数を記したものであると思われる。そのため、内容年代は元文四年の半減の前年を下限とみなすことができるだろう。

以上より、「御祭礼行列」の内容年代は、およそ享保一八年から元文三年までの六年間と推定した。仮に、特定の年を想定して記述したと仮定した場合は、狸々車が先車になる、子・寅・辰・午・申・戌の干支に該当する年、すなわち享保一九年、元文元年、元文三年のいずれかの年と考えられる。



(写真1) 「御祭礼行列」表紙



(写真2) 「御祭礼行列」二十五丁裏

【表1】年代の判明している名古屋東照宮祭礼の文字史料・絵画資料

記号	種類	資料名 (見出し)	所蔵	収録	筆者	年代	西暦	備考
(A)	写本	「東照宮御祭礼記」	尾州名護屋御祭禮御行列(正徳四年大図如左之由)	国立国会図書館	なし	不詳	内容 正徳4年 1714年	家康100回忌「右尾張名護屋東照宮御祭禮御行列、以野村氏蔵本寫之」
(B)	写本	「御宮御祭禮御行列記」	東照宮御祭禮御行列	名古屋市蓬左文庫(旧蓬左文庫蔵書)	なし	不詳	内容 享保18元年始、元文4年止 1733~1738 写し 文政9年	「右八、加藤延之進蔵書二之見、爲差候付寫置文政九年戊五月」
(C)	写本	「張州雜志」	「名古屋東照宮祭礼図」	名古屋市蓬左文庫(旧蓬左文庫蔵書)	『新修名古屋市史資料編民俗』	内藤東甫(1728~1788)	景観 宝暦6~12年 1756~1762 1789	著者の死後、まとめられた際に序文が付けられた。
(D)	写本	「名陽舊覽圖誌」	卷1 府下年中行事之部	卷1:大惣本 名古屋市藤清家 卷2~5:東洋文庫	『尾三文化』第2輯(1985年7月、太田正弘編集発行)に転載	高力猿猴庵種信(1756~1831)	自序 文化3年 1806年 1817年 写し 文化14年	玉晃小寺廣路(寛政12(1800)~明治11(1878))の写本
(E)	絵巻	「名古屋東照宮山車刷物図巻」		個人蔵	『新修名古屋市史資料編民俗』	不詳	文化8年(下限) 1811年(下限)	
(F)	写本	「尾張年中行事絵抄」	「尾張年中行事絵抄」第4・5冊夏之部4月上下 「御祭礼御行ごさぎの記略」おんきやうれつりやく	東洋文庫	『名古屋叢書』第3編第5巻	高力猿猴庵種信(1756~1831)	文政4年以降 1821年以降	
(G)	絵巻	「名古屋東照宮祭礼図巻」		名古屋市博物館	『新修名古屋市史資料編民俗』		文政4年以降 1821年以降	
(H)	絵巻	「名古屋東照宮祭礼図巻」9巻本、献上本		徳川美術館	『新修名古屋市史資料編民俗』、山車部分のみ抄録	森高雅	文政5年 1822年	製作のため、文政4(1821)年に十代藩の徳川に祭礼の図を提出させた。
(I)	版本	「尾張名所図会」		国立国会図書館	(多数)	小田切春江(1810~1888)	天保12年脱稿 天保15年2月発行 1841年 1844年	
(J)	版本	「泰平御神事」		名古屋市蓬左文庫「東照宮御神事」の直後に挟み込まれる。	『新修名古屋市史資料編民俗』		慶応元年 1865年	

2. 「御祭礼行列」記載の「練物従者」の装束

2-1. 山車、練物の装束記述

「練物従者」の装束を検討するため、史料の記述をもとに、山車を運行する人の装束【表3】と練物の装束【表4】を作成した。表の作成にあたって、「御祭礼行列」に記された順に、山車は車1から車9、練物は①から⑨と番号を付けた。史料中の文言はそのまま書き写したが、表記が仮名書きまたは現在一般的ではない漢字の部分は可能な限り現行の漢字に改めて「」を付け、筆者が説明を補った箇所は() を付けて史料中の言葉と区別した。図示された部分は図を写し、() 内にその名称、解釈を示した。史料中に「上同」等と記された部分は、該当する箇所を参照し「」を付けて表示した。また、装束についての記述がない、あるいは「不知」等明確な記載のない役柄については除いた。持ち道具についての記載があるものや、本文欄外に旧例や衣装の変更点に関する註記が見られる場合があるが、本論では、推定内容年代の装束に絞って検討するため、道具類、装束の変化については除外した。なお、【表3】の網掛けは、山車を運行する車引と楯取の区別の見やすさを考慮したものであり、【表4】の網掛けは、「練物従者」の中でも人数が多い床几持を示したものである。

装束の記述は、役柄ごとに精粗の差はあるが、地色、素材、服飾の名称、紋、装束の模様等が記されている。地色は、色彩名で記されたものと、色彩名を冠した「小紋」と表記されたものを考察の対象とした。小紋は遠目には無地のように見えることが多く、地色に準ずるものと見なしたためである。また、素材については、「御祭礼行列」に明記はないが、色彩名より推定したものもある。但し、山車の車引と楯取の装束では素材についての記載がない。

2-2. 「練物従者」の装束

「練物従者」装束の記述全体の概要は、装束の地色、素材については具体的に記される傾向にある一方、服飾の名称については「衣

【表3】「御祭礼行列」記載の山車運行者（車引、楯取）装束

番号	町名	山車	役柄	地色 (註1)	服飾の 名称	意匠	
						紋	装束の模様
車1	上本町 二丁之内	猩々	車引	花色	衣服		上斗  (菱格子に十字) 白嶋
			楯取	紺 柿色	衣服上 下		上斗  (菱格子に十字) 白嶋
車2	伝馬町	林和請	車引	柿色	衣服		上  (古文字の書体写しか) 白(色)
			楯取		衣服		下  (三重波線模様) 紺白交 大明嶋
車3	上島町 五条町 和泉町	雷車	車引	花色 浅黄	衣服 頭巾		稲妻 (模様) 白色
			楯取	紺 柿色	衣服		裾に結鬨斗 (模様) 柿色
車4	長者町	恵比寿大黒	車引	柿色	衣服 茶袋頭巾		模様砂金袋白色
			楯取	紺	衣服	者の古文字や  (者の古文字書体写しか)	嶋二波
			羽織着	茶小紋 浅黄	(羽織) 上 下	砂金袋	小紋
車5	桑名町	湯取 子神	車引	紺 茶色	衣服 頭巾		模様軍配団柿色 [房] 白色
			楯取	柿色	衣服	⑦ (丸の中にク)	
車6	宮町	竹生島	車引	紺 柿色	衣服 頭巾		上に祭 (古文字の写しか) 白上ケ 下に  (三重波線模様) 白上ケ
			楯取	紺	衣服	[石持] の中宮の角字	
車7	京町	小鍛冶	車引	紺	衣服		上に鳥居 (模様) 柿 (色) 下に石垣 (模様) 白 (色)
			楯取	紺	衣服	京の古文字	
車8	中市場町	石橋	車引	丁字茶 柿色	衣服 頭巾		 (分銅)  (松皮菱) ○ (石持)  (扇面) の内に牡丹模様
			楯取	丁字茶	衣服		上に白筋の内に牡丹
車9	下七間町	橋弁慶	車引	紺 柿色	衣服 頭巾		上に  (二重波線模様) 白 (色) 三柏唐茶小紋
			楯取	紺 柿色	衣服		[輪宝]

註1：地色は、色彩名と、色名を冠した小紋（小紋は遠目には無地のように見えることが多い）を対象とする。

「練物従者」の装束では、床几持、羽織着、杖突に町名を示す紋がしばしば見られる。それは、町名の一字、特に頭文字が採られることが多く、床几持装束に顕著に現れている。例えば、⑬桶屋町の床几持は「桶」の字を、⑭関鍛冶町の床几・笠持、床几持は「関」の字を紋につけている。関鍛冶町では、練物を先導する錫杖持もまた、床几・笠持、床几持と同様の紋をつけており、ひとつの町の練物で「練物従者」と練物先導者がともに装束の紋で町名を表示する場合もあった。また、⑮常盤町では、床几持が町名の頭文字「常」の紋を付け、杖突が町内の油商・橋屋助九郎の頭文字と思われる「橋」の紋を付けていて、装束の紋から町名の表示に加えて、有力な町人の積極的な関与が窺われる。

杖突は、装束の記載がある町では全て羽織を着用しており、町名を紋につける例は、⑯淀町、⑰練屋町、⑱大津町に見られる。中でも練屋町、大津町では床几持装束の紋が町名を直接的に表していない。例外的に、⑤伏見町では、「練物主題者」が着用する胸当（武装）に町名を示す紋が付けられた例があるが、総じて床几持をはじめとする「練物従者」装束に、町名表示の役割があつたと推測される。

つまり、「練物主題者」が、主題を表す特徴的な装束や豪華な素材（後述）を装うことで練物の風流を表現するのに対し、床几持等の「練物従者」の多くは、町名を示す紋を付けた装束を着ることで、城下町の一員として祭礼に参加した町を体現する者であつたと考えられる。ここから、祭礼装束に着目することで、久留島氏が明らかにされた名古屋東照宮祭礼の「二重構造」は、各町の練物自体に内包されていたと捉えることができ、祭礼装束によって両者は具現化されていたといえるだろう。

一方、山車は、綱を引く三十人程度の車引と、山車の前後で楯を取る八人の楯取によつて運行されたが、紋は記載のある場合には、楯取の装束につけられていることが多い。中でも、(車4〜7) 長者町、桑名町、宮町、京町では、車引が山車のテーマに合わせた模様をつけ、楯取は町名を示す紋をつける、という役柄による装束模様の

(1) 紋—町名の表示

【表4】「御祭礼行列」記載の練物の装束

番号	町名	練物	役柄	地色 (註1)	素材	服飾の 名称	意匠	
							紋	装束の模様
①	小桜町 上長者町	雑職	先一人 (雑色)	黒金		■(青)襖 立烏帽子	桔梗	
			其外 (雑色)	花色		青襖	桔梗	
			床几持	黒柿		衣服	■の古文字	袖口に△△(鋸歯模様)
②	福井町 富田町	小母衣	帯之者 (小母衣)			具足		
			床几持	黒黒		衣服	富ノ古文字 福ノ角字	
③	長嶋町	頼光	(幟持)	黒		半纏 甲冑	古文字馬(長ノ古文字書体写しか)	
			頼光	柿 浅黄		衣服	菊	豎嶋
			杖突		今織	衣服 股引		
			床几持	【柿 浅黄】		衣服	【(詳細なし)】	【豎嶋】
④	上御園町 中御園町	長力刀ナ	長力刀ナ		今織 (緞)子	半纏 股引		
			床几持	黒		衣服	【石持】の内園ノ角字	
⑤	伏見町	中巻	中巻	黒 白		半纏 鉢巻 小手 胸当	丸に伏の字	背に軍配団(模様)金【箔】、【房】付
⑥	淀町	中巻	中巻	【黒】 【白】		【半纏】 【鉢巻】 【小手】 【胸当】	⊕(丸に十字)	【背に軍配団(模様)金【箔】、【房】付】
			杖突			羽織	淀ノ古文字	
⑦	大和町	唐人	(幟持)		(緞)子	衣服 笠		
			唐人	猩々【緋】	(羅紗)(註2)	衣服 笠		
			床几持	赤色小紋	木綿	衣服 袴 笠		小紋 嶋
⑧	茶屋町	唐人	唐人	猩々【緋】	(羅紗)(註2)	衣服		
			鐘、太鼓		(緞)子 木綿	衣服 下		小紋
			床几持	赤色小紋	木綿	衣服		小紋
			上々官	黄	羅紗 金織	衣服 袴		
⑨	伊勢町	伊勢参	稲持			青襖 立烏帽子		
			伊勢参		金織	衣服 笠		
			床几持	薄柿小紋		衣服		小紋
⑩	呉服町	虚無僧	虚無僧	白 花色	綸子	衣服 袈裟 衣蓋		
			先二人 (虚無僧)	茶色		衣 袈裟 衣蓋		
			床几持	白茶		衣服	服ノ古文字	裾に分銅に万両ト書付
⑪	常盤町	虚無僧	虚無僧	白	綸子	衣服 袈裟 衣蓋		
			先二人 (虚無僧)	【萌黄】	縮緬	衣 袈裟 衣蓋		
			床几持	紺 白 黒 柿色 染分ケ		衣服	常ノ角字	裾二松皮菱
			■(杖)突			羽織	桶ノ角字	
⑫	諸町	鷹追	釣持	紺色		衣服 三尺手拭	【石持】の中諸ノ角字	
			鷹追		金織	半纏 股引		
			床几持	紺		衣服	【石持】の内諸ノ角字	
⑬	桶屋町	茸狩	釣之者	【紺色】		【衣服】 【三尺手拭】	【石持】の中諸ノ角字	
			茸狩		金織 (緞)子	衣服 股引		
⑭	西鍛冶町	茸狩	床几持	柿小紋		衣服	桶ノ角字	小紋
			茸狩	紺	今織	衣服		上、牡丹(模様) 下、切石(模様)
⑮	小牧町	しつこう	(矢持)	紺小紋		衣服		小紋
			しつこう	紺小紋 茶色		衣服 【殿中】羽織		小紋 柿色に黒小紋
			五十人 弓持	赤 黄 茶 紺	羅紗	衣服		豎嶋 立嶋
⑯	石町	鉄砲ノ鹿狩	床几持 (吹流持)	紺		衣服		光林形 立嶋
			鉄砲	紺		半纏 衣服 半纏 【腰巾】		
			鹿狩		金織	衣服 唐人笠		光林形
⑰	吉田町	川狩	床几持 (四手持)	紺	(緞)子(か)	衣服		小紋
			川狩	白	綸子	衣服 笈丁		
			床几持	紺		衣服	祭ノ字	柿色袖口に△△(鋸歯模様)
⑱	小市場町	川狩	(鯉持)	花色	金織	衣服		
			川狩	白		衣服	蕪 花色上ケ	

沖本 近世中期名古屋東照宮祭礼の装束

番号	町名	練物	役柄	地色 (註1)	素材	服飾の 名称	意匠	
							紋	装束の模様
⑱	島田町	花擔／空也・ 鹿	花擔	緋 縮緬		衣服 水衣		
			床几持	黒唐茶小紋 黒色		衣服	卍 (十字) の内嶋古文字	小紋
			空也 (車牽人)	赤色 青 鼠	今織	衣 袈裟 衣服		袖口 卍 (鯉歯模様)
⑳	練屋町	比丘尼	御領	緋 白 浅黄	[緞] 子 今織 薄[絹] 綸子	衣 袈裟 帽子		
			床几持	薄柿	木綿	衣服	半車 紺	
			比丘尼	緋	縮緬	衣服		
			床几持	薄柿色		衣服	半車	裾模様露菱
			杖突	紺		衣服 羽織	練ノ古文字	
㉑	上七間町	寿老人／唐子	寿老人	緋	今織 [緞] 子	衣服 袴		
			床几持		木綿	衣服		しやむろ染
			唐子		今織	衣服		しやむろ染小紋
㉒	上島町 五条町 和泉町 (年々順に)	順禮	順禮	[紅]	[絹]	衣服		
			床几持	黒	[絹]	衣服	[石持] に晶ノ字	
㉓	上島町 五条町 和泉町 (年々順に)	順礼	順礼	【[紅]】	【[絹]】	衣服		
床几持			上、黒 (か) 下、柿	木綿	衣服	丸二泉の字		
㉔	関鍛冶町	山伏	(錫杖持)	柿小紋		衣服 野袴	関ノ古文字	小紋 (矢) 豎嶋
			先達 (山伏)	赤色 緋	金織 [緞] 子	ときん 衣服 袴		
			床几笠持	紺	木綿	衣服	関ノ字	
			山伏		金織	ときん 衣服		
㉕	益屋町	(消去)						
㉖	大津町	汐波	(鉦持)	花色 柿小紋		衣服 野袴		小紋
			汐波		金織	衣服 野郎帽子		
			床几持	上、浅黄 下、柿小紋		衣服	弱 (敵か)	小紋
㉗	瀬戸物町	汐波	杖突	浅黄色		羽織	大 柿色	
			藤持	黒		衣服 袴	瀬角字	嶋
			汐波		[金織]	[衣服] [野郎帽子]		
			床几持	【上、浅黄】 【下、柿小紋】		[衣服]	[弱 (敵か)]	[小紋]
㉘	両替町	聖	杖突	黒		羽織	卍 (三盛亀甲)	

註1：地色は、色彩名と、色名を冠した小紋（小紋は遠目には無地のように見えることが多い）を対象とする。

註2：素材を色彩名より推測したことを示す。

役割分担が見られる。車引と楯取は、ともに山車という主題に付随する役柄であるが、これらの山車では楯取の方に町の表示機能が求められたことが窺われる。²⁷⁾

但し、(車8) 中市場町では、車引と楯取がともに山車の主題である石橋から連想される牡丹の模様を着ており、隔年で先車を勤める(車1) 本町、(車9) 下七間町では、装束模様は幾何学的で山車のテーマと装束模様との関連が分かりづらい等、車引と楯取の装束による役割は必ずしも一様ではなかった。

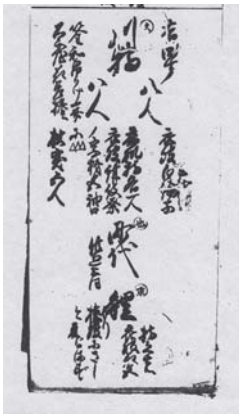
「御祭礼行列」に記載された範囲では、「練物従者」の装束は、山車の運行者の装束に比べて、町名に基づく紋が付けられることが多く、町名の表示という役割が強く打ち出されていたと思われる。²⁸⁾

(2) 木綿の使用―素材による練物役柄の主従関係の表現

木綿は、床几持(表4) 網掛部分)を中心に、「練物従者」の装束に用いられている。一方、「練物主題者」の装束の素材は、金織(「今織」、綸子、緞子、縮緬、羅紗等で、木綿より高級なものが用いられており、素材が明記してある装束では、「練物主題者」の装束に木綿は使用されていない。すなわち、「練物従者」は木綿で仕立てられた装束を着ることで、付随的な役柄であることを示しており、装束の素材によって役柄の主従関係が表現されているといえる。但し、山車の装束については、先述のように「御祭礼行列」に素材の記述がないため、不明である。

(3) 袖口の鋸歯模様―複数の練物に共通する意匠

袖口に鋸歯模様の施された装束が、①小桜町・上長者町の雑職と⑦吉田町の川狩の床几持、⑩島田町の空也上人の車を牽く人の装束に見られる(表4) 傍線部)。鋸



(写真3) 「御祭礼行列」
四十一丁表



(図1) 「張州雑志」
吉田町・川狩部分

歯模様とは、三角形を連鎖して表現した幾何学的な模様で、鋸の歯状を呈することから名付けられた。²⁹⁾ 次の引用は、吉田町の床几持の装束を記した部分(四十一丁表・写真3)である。

④川狩 八人／八人(前略) 床几持各一人、／衣服紺、紋祭ノ字、柿色袖口／
に△(後略)

鋸歯模様は、史料では全て右のような図で表されており、意匠の名称が定まっていないか、あるいは一般的ではなかったことを思わせる。吉田町の床几持は、「張州雑志」の描写にその装束を確認することができる(図1)。左側の人物が床几持で、袖口に赤系の色で彩色された鋸歯模様が見える。なお、「張州雑志」の景観年代は、宝暦六(一七五六)年(宝暦一二(一七六二)年と推定されており、「御祭礼行列」の内容より二〇年ほど後である。しかし、登場する山車、練物の多くは一致しているため、「張州雑志」に描かれた装束の形態や意匠は、「御祭礼行列」に記された文字情報を補完するにふさわしいといえる。

さて、鋸歯模様をあしらった小袖が近世初期風俗画に現れていることが、小笠原小枝氏によって指摘されており、一七世紀以降インドネシアに輸出された、両端に鋸歯状の模様をあしらったインド更紗と同様の更紗が日本にも運ばれ、小袖に仕立てられたことを明らかにされている。³⁰⁾ 近世初期に更紗がもたらされた当初は小袖として着用する風俗が見られるが、その珍しさが冷めると小袖の中から姿を消すという。³¹⁾

しかし、祭礼装束の中に鋸歯模様を取り入れられていったことが、出光美術館蔵「祇園祭礼図屏風」から窺われる。図2は、元禄期の祇園祭を描いた屏風で、宝珠飾



(図2) 「祇園祭礼図屏風」
御輿部分



(図3) 「上野花見歌舞伎図屏風」
部分

りの四角形の御輿を担ぐ人物の中に、袖口と裾に鋸歯模様をあしらった小袖が見える。この鋸歯模様は、赤系色と黒で交互に表され、その他には模様がなく白地のままである。また、同じく元禄期の景観を描いたとされるサントリー美術館蔵「上野花見歌舞伎図屏風」³⁴⁾右隻の輪になって踊る人物の内二人が、鋸歯模様を袖口に表した白地の小袖姿で描かれている(図3)。³⁵⁾ 舶載されたインド更紗の鋸歯模様は、茜染めの赤であり、鋸歯に連なる丸模様があるため、図2・3に描かれた鋸歯模様は、更紗の意匠の一部を写したものと考えられる。

「御祭礼行列」の三つの練物に共通して見られた床几持等の装束の鋸歯模様は、祇園祭の御輿の担ぎ手の装束等に取り入れられた鋸歯模様の使用に連なるもので、近世初期にもたらされたインド更紗で仕立てられた小袖に端を発した意匠であると推測される。当初は異国趣味を表す模様であった鋸歯模様だが、次第に模様の意味が薄れ、意匠の面白さから祭礼のハレの装束に取り入れられたのではないだろうか。「練物従者」は、練物の主題に関わらず共通して鋸歯模様を着用したことから、鋸歯模様は、模様から想起される意味よりも、意匠自体の誘目性を重視した装束表現を担っていたと思われる。鋸歯模様は、更紗が小袖として着用されなくなっていた後も、祭礼装束にその意匠を留めていたことを指摘することができるだろう。³⁶⁾

おわりに

年代不明の「御祭礼行列」は、他の祭礼についての史料から、練物の実施状況を参照することにより、おおよその内容年代を享保一八(一七三三)年から元文三(一七三三)年までと推定することができた。この間は、七代藩主徳川宗春の治世の時期であり、祭礼が儉約から解放されて旧来の賑わいを取り戻し、藩主の塾居によって再び半減される直前に当たる。一八世紀に名古屋東照宮祭礼が華やいだ一時期を記した史料といえるだろう。³⁷⁾ 宗春治世下の名古屋東照宮祭礼の行列を、特に区別して記す行列記が見られるため、この時期に対する思い入れを感じさせる。

「練物従者」の装束の特徴は、「御祭礼行列」の内容年代と推定した近世中期においては、①紋によって町名を表示する機能、②木綿の使用による付随的役柄の表現、③複数の練物に共通する意匠としての鋸歯模様の存在を指摘することができた。

これらの特徴は、「練物従者」が祭礼行列の中で果たした役割が視覚化されたものと考えることができる。第一に、「練物従者」は、町名に由来した紋が付けられた装

束をしばしば身にまとうことによって、城下町を挙げて行う祭礼に参加する町を体現する役割があったと考えられる。また、「練物従者」と山車運行者の装束とを対比させたところ、前者に町名表示機能が多く見られる傾向があった。さらに、山車の車引と楯取の装束には、主題の表現と町の表示という役割分担が見られる場合があることに言及した。第二に、「練物従者」は庶民が日常的に着用していた木綿を着用することによって、「練物主題者」が絹または毛織物で華やかに仕立てられた装束を着て練物の風流を表現したことは対照的に、素材によって従者の立場を表示したことを明らかにした。第三に、一部の「練物従者」は祭礼装束として汎用性のある意匠と考えられる鋸歯模様を採用したことから、模様の意味よりも意匠自体の面白さや誘目性によって、その集団的存在を示した場合があったと推測した。

今後の課題として、「御祭礼行列」に記された個々の山車および練物の装束について、欄外に註記された装束の変化および持ち道具を含めて、「練物主題者」と「練物従者」の双方の装束について検討を加えたい。山車、練物以外の行列部分についても検討していきたい。また、祭礼に参加した人とその役柄との関係について、史料を探していきたいと思う。

(謝辞) 本稿を成すにあたり、貴重な資料の閲覧を御許可くださいました、名古屋市蓬左文庫の皆様へ感謝申し上げます。

注

- (1) 名古屋東照宮祭礼の概要は以下の文献に述べられており、主な史料が紹介されている。『愛知県史別編民俗二尾張』二〇〇八年三月、『新修名古屋市史資料編民俗』二〇〇九年五月、『新修名古屋市史第九巻民俗編』二〇〇一年三月、『新修名古屋市史第三巻近世I』一九九九年三月。
- (2) 久留島浩「長崎くんち考 城下町祭礼としての長崎くんち」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇三号)二〇〇三年三月、七九―一四頁。
- (3) 中野光浩『諸国東照宮の史的研究』名著刊行会、二〇〇八年十一月、二五八―二六〇頁。練物・渡り物の供奉を入れれば名古屋城下の町のほぼ全ての参加により祭礼行列が構成されているという。なお、名古屋東照宮祭礼については他に、伊勢門水『名古屋祭』村田書店、一九一〇年、竹内美砂子「森高雅―画風展開と「東照宮祭礼図巻」」(『名古屋博物館研究紀要』二三号)

- 一九九九年、一〇一三頁、清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」(『尾張藩社会の総合研究』第二編 清文堂、二〇〇四年三月、三一六―三四四頁、同「東照宮祭礼と城下町名古屋」(同第三編)二〇〇七年三月、七四―九九頁がある。
- (4) 『名古屋市史風俗編』一九一五年、六六一―六七九頁。
- (5) 前掲註1『新修名古屋市史第三卷』、五〇四―五〇六頁。
- (6) 福原氏は、『御祭礼旧記』の他にも、名古屋東照宮祭礼の変遷史を考察するにあたって重要な史料を列記しておられる(『福原俊男「史料紹介」近世名古屋東照宮祭礼の編年史料』御祭礼旧記)、『社寺史研究』第八号、二〇〇六年四月、二―二五頁。但し、延享二年の変化として、一州雑志「尾張年中行事絵抄」等の江戸時代の史料ではそれより後の変化として記されている事柄が述べられている等、疑問な点もあるため、本論では、参照するに留めた。
- (7) 六月一日―七月二十一日、「尾張名古屋の絵師たち―高雅・清を中心に―」(『尾張のまつり』)。
- (8) 近世の史料では、森高雅筆の徳川美術館・名古屋博物館蔵「名古屋東照宮祭礼図巻」、名古屋市蓬左文庫蔵の内藤東甫著「名古屋東照宮祭礼 張州雑志」巻二十・二二・二三、小田切春江画「尾張名所図会」、徳川美術館蔵「名古屋東照宮祭礼留」(文政五(一八二二)年、新発見で見現最古の描写内容(一七世紀後半)の個人蔵「名古屋東照宮祭礼図屏風」等が展示された。
- (9) 警固とは「町々の若者たち種々一定の変装をなして神幸に供奉する」ものであるという(前掲註4六五三頁)。蓬左文庫展示(前掲註7)では、「警固(仮装行列)」と解説されている。警固は、新規に出したり既存のものを変更したりするために、役所からの許可が必要であった(前掲註1『新修名古屋市史資料編民俗』「名古屋城下と宮宿の山車祭文化―都市祭礼と祭礼図―」解説三―四頁)。
- (10) 福原敏男「近世都市における御柱祭―城下町松代の練物風流をめぐって―」(『諏訪系神社の御柱祭り―式年祭の歴史民俗学的研究―) 岩田書院、二〇〇七年三月、二二五―二四八頁。
- (11) 福原敏男「祭礼の練物―岡山東照宮祭礼―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第七七集) 一九九九年三月、一四一―一九四頁、同「津八幡宮祭礼の史料と画像―幕末惣町祭礼の一事例―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第九八集) 二〇〇三年三月、一三五―一五五頁、岸川雅範「附祭・御雇祭の展開に関する序論―江戸・神田祭に焦点を当てて―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四七号) 二〇一〇年一月、三三二―三五七頁。
- (12) 久留島氏が挙げられた事例は、正徳四年の根津神社祭礼で、「確証はないが道具持ちなど人足役として、雇われた日用たち」に、揃いの装束が着せられた例、天保一五年の川越氷川神社祭礼絵馬に、山車を曳く鶯が、町の頭文字が明示された半纏を着て描かれており、それぞれの町名が目瞭然となっている例である。また、練物を出す主体(町)の「町人」が正装をして行列に参加したことが明らかにされている(久留島浩「祭礼の空間構造」(『日本都市史入門1 空間』) 東京大学出版会、一九八九年一月、一〇七―一三〇頁)。
- (13) 名古屋の山車については、鬼頭秀明「尾張・名古屋の山車文化」、「尾張地方の山車と特色」(『鬼頭秀明(監修)『尾張の山車とからくり人形』名古屋総務局企画部百周年事業推進室、一九八九年七月、六―七、一〇―一頁)に詳しい。
- (14) 内容年代の開始と終了は、「作成年代と異なる場合のみ、特定される年代もしくは、幅のある年代の始点、同「終点となる年代」と説明されている(『二〇一〇―二〇一二年度 東京大学史料編纂所社会連携研究部門 研究成果報告書』七二頁)。「御祭礼行列」は作成年代が不明であるため、祭礼行列について記した史料の多くに記載がある山車、練物の記述をもとに推定される年代を史料の内容年代とする。
- (15) 現在の名古屋市蓬左文庫蔵書は、旧蓬左文庫蔵書と昭和二五年以降収集書より成り、旧蓬左文庫蔵書は、江戸時代以来の尾張徳川家の旧蔵書で、尾張藩の学者中村家、尾崎家の蔵書など明治から昭和にかけて寄贈や購入によって収集されたものも含まれている(『蓬左文庫 歴史と蔵書』名古屋市蓬左文庫、二〇〇四年一月、五七頁)。
- (16) 装丁は、上端の左右三分の一程のところ二か所にそれぞれ二つの穴を近づけてあげ、紙綴りを通して綴じてあり、料紙の下端に折り目があって、左右の辺は切り開いた状態である。なお、書誌情報の用語については、井上宗雄(他編)『日本古典籍書誌学辞典』岩波書店、一九九九年三月、を主に参照した。
- (17) 史料の種類は、印刷されたものを版本と記し、版本に対応する呼び方として、手書きした書籍を写本と記す(前掲註16二七七、四七五頁)。また、卷子に描かれた祭礼図巻を絵巻と記す(前掲註16六八頁)。
- (18) この期間に行われたことが確認できなかった練物は、石町の唐犬疋・猪疋・鹿狩、嶋田町の花担である。石町は、鉄砲のみ一致しており、印が吹き流しから幟に替わった年は史料によって異なる。また、嶋田町は「御祭礼行列」では花担と空也と記されているが、他の史料では鉢叩と空也と記されている。不確定な部分はあるが、石町は鉄砲が出され、引き物はなくなつたものの、鹿狩の趣向は狩場勢子に引き継がれたと推測され、嶋田町の練物の主なテーマは当該年代では空也であると思われるため、この期間は「御祭礼行列」に記された練物が出されたおおよその年代と考えられるだろう。
- (19) 享保九(一七二四)年以降、儉約のため行列が半減していたが、宗春により享保一六(一七三二)年に元の形態に戻され、元文四年に再び半減となった(前掲註1『新修名古屋市史資料編民俗』解説四頁)。
- (20) 拙稿「祭礼の「唐人」装束―名古屋東照宮祭礼・茶屋町を事例に―」(『服飾美学』第五十五号) 二〇一二年九月、一九―三六頁。
- (21) なお、装束の形態および色彩、紋の書体については、具体的な事例を交えて別稿を用意している(沖本清美・扇澤美千子「近世中期・名古屋東照宮祭礼の装束―常盤町・小袖型装束再現

の試み―(『茨城キリスト教大学紀要』第四七号)二〇一三年二月、二〇五〜二二頁。

(22) 但し、紋の記載がある練物であっても、文字紋ではないものもあり、直接的に町名を示さないように思われる場合も見られる。

(23) 練物先導者は、練物主題を象徴する役割を持つ場合があり、必ずしも付随的な役柄ではないため、「練物従者」とは区別した。

(24) 町民の中では知られた者であるという(『愛知県の地名』(『日本歴史地名体系』第三卷)平凡社、一九八一年一月、一四八頁)。

(25) ③長嶋町・頼光の「杖突」は、その人数、構成より練物主題を表す役柄であり、「練物従者」ではない。

(26) 「御祭礼行列」に記載された服飾の名称からは、虚無僧、山伏等の宗教者を主題とした練物に、特に主題に特徴的な装束が用いられたことが分かる。

(27) なお、(車9)下七間町の楯取、(車4)長者町の羽織着は、山車の主題に関連する意匠を紋につけており、装束の紋は必ずしも町名を表示するばかりではなかったことが窺われる。

(28) なお、山車、練物を出す町を代表する町代は、先頭の猩々車を先導する町代の記述に「町代／熨斗目、麻上下着／刀御免、下町代同」とあり、熨斗目小袖に麻上下を着用し、帯刀を許されるという正装で祭礼に参加しているが、装束によって町名を示すものではなかった。

(29) 柳沢賢次「太陽信仰の文様―渦巻文と鋸歯文について―」(『信濃』第七一四号)二〇〇九年七月、四三〜六二頁。鋸歯文様は、古くは弥生式土器・銅鐸・銅鏡背文・埴輪・装飾古墳などに見られるもので、三角文そのものに呪性がある、荘厳にする装飾的意義が強調され描くのが容易で、その祖形については蛇を象徴する鱗をかたどったものとする考えがあるという。しかし、鱗文は「三角形を積み重ね、地と文が交互になった文様」を指す(板倉寿郎(他監修)『原色染織大辞典』淡交社、一九七七年六月、一二七〜二八頁)ため、鋸歯模様を鱗と解釈することは避けた。

(30) 内藤東甫(一七二八〜一七八八)著、尾張国の地誌。巻二〇〜二三冊が「名古屋東照宮祭礼図」に充てられている(『名古屋市蓬左文庫蔵 張州雑志』第三卷、愛知県郷土資料刊行会、一九七五年六月、所収)。

(31) 宝暦六(一七五六)年に登場した宮町の唐子遊車と、宝暦一三(一七六三)年の指南車に替わった淀町・伏見町の中巻持練物が描かれているため(前掲註7展示解説二〇)。

(32) なお、近世初期に舶載されたインド更紗は、寸法が小袖に仕立てやすい条件を備えており、まだ友禅染のような染め模様が完成されていなかった当時の日本では、流行の先端をいく小袖となったと述べられている(小笠原小枝「近世初期風俗画とインド更紗」(『別冊太陽 更紗』)平凡社、二〇〇五年二月、一三八〜一四四頁、同「彦根更紗をめぐって」(『古渡り更紗―江戸を染めたインドの華』)五島美術館、二〇〇八年一〇月、一四〜一八頁)。

(33) その理由として、小笠原氏は、十七〜十八世紀に友禅染のような模様染が発展してくること、絹物を偏重する日本の風習のなかで、更紗という木綿は小袖の主役になり得なかったことを挙げられている(小笠原小枝「さらさ」(前掲註32『古渡り更紗』)九〜二二頁)。

(34) 伝菱川師宣画。中村座の櫓に表された舞鶴紋、櫓下に記された役者の出勤状況から、景観は元禄六(一六九三)〜九五)年の間と推定されている(『歌舞伎 江戸の芝居小屋』サントリ美術館、二〇一三年二月、図二四作品解説)。

(35) 前掲註32『別冊太陽 更紗』。

(36) 鋸歯模様は、陣羽織の意匠にも取り入れられたことを小笠原氏が指摘されている(前掲註32『別冊太陽 更紗』山鹿素行所用、更紗陣羽織、一七世紀)。また、一八世紀の遺品として、前田行徳会蔵、白羅紗地帆船鋸歯模様陣羽織、前田重燕(一七二九〜五三)所用がある(梶山伸『前田家伝来衣装』(『日本伝来衣装』第二卷)講談社、一九六八年一月、図七〇)。

(37) なお、名古屋東照宮祭礼の最盛期は、天保年間(一八三〇〜四三年)とされている(前掲註五五〇四頁)。

(38) 「表1」(B)は、享保一八年に定められた行列を記したものであることが史料冒頭に示されているが、その脇には「享保十八年始／元文四年未年止」と書かれている。

「図版出典」(写真1〜3)「御祭礼行列」(名古屋市蓬左文庫蔵、請求番号中一三三五)画像提供、名古屋市蓬左文庫／(図1)「張州雑志」(名古屋市蓬左文庫蔵)前掲註1「新修名古屋市史資料編民俗」六四頁／(図2)「祇園祭礼図屏風」(出光美術館蔵)「祭MATSUBURI 遊楽・祭礼・名所」出光美術館、二〇一二年六月、図十一／(図3)「上野花見歌舞伎図屏風」(サントリ美術館蔵)武田恒夫ほか「祭礼・歌舞伎」(『日本屏風絵集成』第十三卷 風俗画)講談社、一九七八年一月、図九一

Festival Costumes of Nagoya Tosyogu Shrine in the middle Edo-period: Characteristics and Functions of the Costumes of the Parade Attendants in “Go-Sairei-Gyouretsuo”

OKIMOTO Kiyomi

Abstract

Age of the content described in the Hosa Library Collection’s “Go-Sairei-Gyouretsuo” (historical material on the parade of the Nagoya Tosyogu Shrine Festival) is being estimated through the use of literature and pictorial materials of the festival with evident dates. In addition, focusing on the costumes of the parade attendants, characteristics and functions of the costumes are considered.

In this paper, the term “parade attendants” is used to refer to the members of the parade who played the attendants of the main roles in the program.

The content age of the “Go-Sairei-Gyouretsuo” was estimated to be during 1733 to 1738. Costumes of the parade attendants were revealed to carry crests that indicated the names of towns, while the use of cotton for their costumes was revealed to indicate their subordinate roles in the theme of the program. It was also clarified that serrated design seen on some of the cuffs of the costumes was found to be a common pattern in a number of parades. It has also been found that the costumes of the people pulling the festival floats were different from those of the people steering.

Keywords: Nagoya Tosyogu Shrine Festival, festival costume, parade attendant, crest, cotton